

職員の懲戒処分について

今般、地方公務員法第29条に基づき、津別町職員の懲戒処分を行いましたので、津別町職員の懲戒処分等の公表基準により公表します。

1 被処分者

(1) 役職

課長

(2) 所属

住民企画課

(3) 性別、年齢

男性、57歳

2 事案概要

被処分者は、管理監督者として職員の勤務実態を正確に把握し、適正な勤務管理を行うべき立場にありながら、担当する職員の時間外勤務の報告において、「虚偽報告」及び「非違行為の教唆」により、実際の時間外勤務時間と異なる時間数を報告する不適切な処理を行なった。

3 処分内容

戒告

4 処分年月日

令和8年8月24日